

地域計画（変更案）を作成したので、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 7 項の規定により、下記のとおり公告・縦覧する。

令和 8 年 9 月 14 日

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

1 地域計画（変更案）を作成した地区

- ・八上地区（糯ヶ坪 1、糯ヶ坪 2、池上、港、小多田一、小多田二、小多田三、殿町、西八上、八上内、八上下、渋谷、京町）
- ・畑地区（般若寺、和田、大淵、大上、畑宮、菅、瀬利、今谷、奥畑、火打岩）
- ・城北地区（野間、東沢田、新荘、大熊、北沢田、前沢田、黒岡、寺内、佐倉、大谷、鷺尾、知足、丸山、藤岡奥、藤岡口、熊谷、郡家）
- ・岡野地区（東浜谷、西浜谷、今福、矢代、大野、野尻、有居、西岡屋、東岡屋、風深、吹上）
- ・日置地区（日置、西ノ堂、上宿、井ノ上、北嶋、畑井、宮ノ前、畑市、小中、辻、曾地口、曾地中、曾地奥、野々垣、西荘、八上上）
- ・後川地区（後川新田原、後川新田籠坊、後川上ノ東、後川上ノ西、後川中、後川下、後川奥）
- ・雲部地区（奥県守、県守中、県守口、東本荘、西本荘、佐貫谷、春日江、泉、倉谷）
- ・福住地区（福住下、うと木、福住中、福住上、川原、本明谷、安口西、安口東、西野々、下原山、中原山、奥原山、安田、藤之木、幡路、二之坪、箱谷、小野新、小野奥谷）
- ・大芋地区（福井、中、三熊、小原、藤坂、小倉、宮代、市野々、立金、大藤、奥山）
- ・西紀南地区（黒田、下新田、上新田、川北、口阪本、西阪本、西谷、東木之部、西木之部、川西、高屋）
- ・西紀北地区（川阪、本郷、遠方、桑原）
- ・大山地区（追入、大山宮、大山上、石住、高倉、一印谷、大山新、町ノ田、長安寺、北野新田、北野、大山下、東河地、明野）
- ・味間地区（東吹上、東吹中、東吹下、吹新、網掛、東古佐、西吹、西古佐、味間北、味間奥、味間南、味間新、中野、大沢、弁天、大沢新、杉）
- ・城南地区（北、野中、谷山、岩崎、宇土、小枕、真南条上、真南条中、真南条下）
- ・古市地区（草野、古森、油井、不来坂、住山、古市、波賀野新田、見内、波賀野、当野、矢代新、南矢代、犬飼、初田、牛ヶ瀬、栗栖野）
- ・今田地区（今田町黒石、今田町本荘、今田町今田、今田町佐曾良新田、今田町今田新田、今田町市原、今田町芦原新田、今田町木津、今田町四斗谷、今田町辰巳、今田町上小野原、今田町下小野原、今田町休場、今田町上立杭、今田町下立杭、今田町東庄、今田町釜屋）

2 縦覧場所

丹波篠山市北新町 41 番地

農都創造部農都政策課（第 2 庁舎 2 階）

3 縦覧期間・時間

令和8年9月14日（月曜日）から令和8年9月28日（月曜日）

午前9時00分から午後5時00分

4 意見書提出方法及び提出期限

提出方法 持参、郵送、ファックス又は電子メール

提出期限 令和8年9月14日（月曜日）から令和8年9月28日（月曜日）（縦覧期間と同じ）

なお、郵送による提出の場合は提出期限必着とする。

5 提出先

郵送の場合

丹波篠山市北新町41番地

丹波篠山市役所 農都創造部 農都政策課 担い手支援係

ファックスの場合

番号 079-552-2090

電子メールの場合

norin_div@city.sasayama.hyogo.jp

6 意見書にあたっての注意事項

意見書は、地域計画（変更案）に対する意見以外には提出することはできない。

意見書には提出年月日、提出者の氏名、住所、連絡先を必ず記載すること。